平成２４年（フ）第２４７号
相模原市中央区矢部３丁目12番16号　203号
債務者　岩野　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７５号
岐阜県多治見市金岡町３丁目64番地の１
債務者　山城裕喜子（旧姓神戸）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７２３号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口53番地の15　三栄ハイツ407号
債務者　中川　律美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
京都市北区紫野上柏野町58番地
債務者　小椋圭一郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
京都府亀岡市大井町並河２丁目９番13号　すまいるハイツⅠ203
債務者　佳山賢こと如月寮介こと　崔　　繁
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第５５２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番333―305号
債務者　中川　晴基
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０１号
堺市中区堀上町135番地18
債務者　宮城テミ子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
堺市堺区南花田口町１丁１番９号　シティーコート堺東303号
債務者　前田　晶美（旧姓谷崎）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
堺市西区浜寺船尾町西１丁153番地２　ハイネス諏訪森302号
債務者　津村栄里香こと　津村えりか
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３５号
堺市北区南花田町76番地　森文化
債務者　川田　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６６号
大阪府松原市天美南５丁目15番７号
債務者　有本　和史
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市字安謝85番地　コーポ照屋301
債務者　宮城　光章
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２８８号
沖縄県浦添市宮城１丁目４番３号
債務者　津波古　篤
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７５号
盛岡市上飯岡１地割12番地52
債務者　米田三佐雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０７号
群馬県太田市新井町158番地
債務者　髙村　美代（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２８号
神奈川県小田原市前川655番地の９　ラ・メール101
債務者　遠藤　健次
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３１７号
神奈川県秦野市曽屋6030番地の４
債務者　丹野みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３４号
神奈川県平塚市明石町１番11―906号　レオパレスＦｌａｔ平塚、前住所神奈川県秦野市南矢名2039番地の８
債務者　守泉　守人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部